

(1) 平成29事業年度事業報告書(検査検定業務)

平成29事業年度における日本小型船舶検査機構の検査検定業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 検査検定等の業務

区 分	実 績	備 考
定期検査	55,015隻	船舶検査証書の書換、船舶検査手帳の再交付等
中間検査	49,451隻	
臨時検査・臨時航行検査	7,627隻	
予備検査	20,156件	
検定	191,631件	
性能鑑定	30,447件	
準備検査	0件	
標準適合検査	9件	
その他	35,743件	

2. 検査検定等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 検査検定業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 検査場等の整備
- (3) 職員の研修

3. 検査検定等業務に係る調査、企画業務

4. 受検案内等広報の業務

- (1) 小型船舶に関する安全思想の普及、検査制度の周知等の広報
- (2) 小型船舶の所有者に対する受検案内等の受検時期の周知

(2) 平成29事業年度事業報告書(小型船舶用原動機放出量確認等業務)

平成29事業年度における日本小型船舶検査機構の小型船舶用原動機放出量確認等業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 小型船舶用原動機放出量確認等の業務

区 分	実 績	備 考
小型船舶用原動機放出量確認等	2,190件	原動機証書の再交付
その他	37件	

2. 小型船舶用原動機放出量確認等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 小型船舶用原動機放出量確認等の業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 職員の研修

3. 小型船舶用原動機放出量確認等に関する広報業務

(3) 平成29事業年度事業報告書(登録測度業務)

平成29事業年度における日本小型船舶検査機構の登録測度等業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 登録測度等の業務

区 分	実 績	備 考
新規登録	8,022隻	
変更・移転・抹消登録等	53,498隻	
登録事項証明書等	4,310件	
その他	0件	船舶番号用県名ステッカーの提供

2. 登録測度等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 登録測度の業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 職員の研修

3. 登録等に関する広報業務

(4) 平成29事業年度事業報告書(調査、試験及び研究業務)

平成29事業年度における日本小型船舶検査機構の調査、試験及び研究業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 調査、試験及び研究等の業務

(1) 小型船舶の船体構造用材料(FRP積層構成)に関する調査研究(平成29年度～平成30年度)

FRP製の小型船舶の成形方法の一つであるハンドレイアップ法は、材料としてロービングクロス(以下「クロス」という。)とチョップドストランドマット(以下「マット」という。)を主に用いる。クロスはマットに比べ機械的強度に優れるが見映えに劣るという特徴がある。現行基準では、FRP製の小型船舶をハンドレイアップ法により製造する場合、「クロスガラス総質量の25～65%使用しなければならない」とされているが、これは、同基準が制定された昭和52年当時、排水量型の大型船をベースに策定されたこと、及び安定した材料の供給や製造環境等の体制が整っていなかったことから、船体強度を確保するために規定されたことによる。

しかしながら、プレジャーボートの製造者の多くは、見映えを良くするため、最終工程でクロスの上にマットを積層して仕上げる傾向があり、これによりマットの積層割合が増大し、クロスの使用割合を相対的に下げ、強度的には問題ないものの上述の材料比率の基準を満足しないといった状況が発生することとなった。

また、近年では、船体全体で強度を確保する船体構造が確立されており、こうした船舶については、クロスの使用割合の基準が過度であるとの指摘がなされている。

こうした背景から、本調査では、クロスの使用割合の基準に代わる構造強度の確保の方法等を調査した。なお、本調査は、平成30年度も継続し、現行基準の改正のための基礎資料を整理することとしている。

(2) 超小型舟艇の浮力要件に関する調査研究(平成29年度)

近年、船の長さが3.3m近傍の小型船舶(超小型舟艇)は、車載運搬が可能ることによる保管や利用の手軽さ、船舶検査や操縦資格に係る規制緩和などが後押しとなって増加傾向が続いている。

一方で小型船舶については、転覆や浸水、落水といった原因から、死亡事故に至る海難事故も多く発生している。

そうした中、平成27年度に実施した「小型船舶の復原性に関する調査研究」において、小型船舶安全規則(以下「小安則」という。)第103条の基準によって定員数に応じた一定の乾舷を確保できない場合には、代替措置として「浮力(不沈性)」等を有することを条件として3名までの定員を認める基準案を取り纏めたところである。しかしながら、超小型舟艇については、船体構造上、浮力を確保するためのスペースが小さいことから、水密甲板や水密隔壁の設置の免除の条件として規定されている現行の「浮力(不沈性)」の基準を満たすことが困難であることが判明している。

このような現状を踏まえて、国内における超小型舟艇の実態を考慮しつつ、一定の安全を確保できるような有効な浮力要件に関する調査研究を行うと共に、小安則第103条の代替措置の条件である「浮力(不沈性)要件」に関する整理を行い、基準策定の基礎資料を作成した。

(3) 海外製ライフジャケットの基準と認証制度に関する調査研究(平成29年度)

近年、プレジャーボート(ヨット含む)利用者の間では、デザイン性が優れているという理由から海外製のライフジャケット(以下「海外製LJ」という。)が嗜好され、法定備品として使用したいとの要望が寄せられている。海外製LJは、ISO規格等の一定の基準に従って製造されたものは、それを示すCEマークやULマークが付されているが、法定備品として使用するには、国内規則への適合性を確認するための諸試験(膨脹試験、荷重試験、浮遊試験、耐油試験等)が必要となり、所有者等の負担が生じている。

一方、機構においても、海外製LJに関して、機構本部や支部で入手可能な関連情報も限定的であることから業務上の手間が掛かっているところである。

さらに、平成30年2月1日から救命胴衣の着用義務の範囲が拡大されたため、海外製LJの使用の要望はさらに強くなるものと予想される。

このような状況から、近年の社会的要請に対応すると共に、支部における海外製LJの検査の円滑な執行に資するよう、海外製LJに係る適用基準、ISO規格と国内基準との比較、認証制度の調査を行った。

(4) (一財)日本船舶技術研究協会への調査委託(継続)

小型船舶には外国から輸入されるものも多く、また、外国に輸出される国産艇もあり、船体や設備の国内規則の要件は国際的な規則や規格と調和を図ることが求められている。そのため、平成17年度以降、ISOのTC188部会(スモールクラフト部会)について、我が国の代表窓口を務めている(一財)日本船舶技術研究協会(船技協)の舟艇分科会に参画し、ISOにおける規格策定に対応した。

2. 調査、試験及び研究等に関する広報業務

調査、試験及び研究業務の成果は、小型船舶の安全性の向上や船舶所有者の利便性向上に大きく寄与することから、幅広く活用され社会に役立つよう、機構のホームページに調査報告書を掲載するなどの周知・広報を行った。